

御堂筋における道路協力団体指定審査会設置要綱

(目的)

第1条 御堂筋における道路協力団体指定要綱（以下「指定要綱」という。）に基づき、道路協力団体指定に関する審査及び確認を行うため、道路協力団体指定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定要綱第5条に規定する活動実績報告書及び活動実施計画書の審査
- (2) 指定要綱第9条に規定する活動実施計画書の変更内容の確認
- (3) 指定要綱第10条に規定する活動状況の確認
- (4) その他審査会の会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、建設局都心活性化担当部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる建設局の課長級職員をもって充てる。
 - (1) 総務部管理課長
 - (2) 企画部企画課長
 - (3) 企画部道路空間再編担当課長
 - (4) 道路河川部調整課長
 - (5) 道路河川部道路維持担当課長
 - (6) 西部方面管理事務所市岡工営所長

(運営)

第4条 審査会は、会長が委員を招集して開催する。ただし、会長が認める場合は、書類の回議をもって審査会の開催に代えることができる。

- 2 会長が、第2条の所掌事務を行うために必要と認めるときは、次に掲げる者から意見を聞くことができる。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) その他の会長が特に必要と認める者

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、企画部企画課道路空間再編担当において行う。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。